

R6.8月まで

R6.9月～

・地ケア課職員は関係する諸会議に出席し、会議出席毎に検討が必要な課題について課内で共有し、適宜必要な施策を検討  
・包括ケア推進会議要綱・所掌事項に基づき各関係団体から推薦された会議メンバーに課題解決のための施策について諮る

会議のメンバーは改めて選定（権利擁護、企業等関係者を追加）

### 包括ケア推進会議

包括ケア推進会議の部会（＝傘下）

地域自立支援協議会

在宅医療・介護連携検討部会

認知症総合支援・権利擁護検討部会

生活支援・介護予防検討部会

圏域地域ケア会議

計画推進部会

就労支援部会

権利擁護部会

事務局会議

R6.9～廃止

### 包括ケア推進会議

地域包括ケア推進課が適宜課題を集約

単体の会議体

地域自立支援協議会

圏域別地域ケア会議

見直し(R7)  
重層的支援会議・支援会議

新設  
権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会

新設  
課題解決型地域包括ケア実務者会議

障がい者固有の課題以外を集約

高齢者、障がい者等に共通する権利擁護支援及び成年後見制度利用促進に関する対応策を検討

包括ケア推進のため必要な施策とその取組について検討の参考とするため、ケアマネ、看護師など実務者レベルを都度選定、招集し、現場との意見交換を実施

子ども若者総合サポート会議

代表者会議

虐待防止部会

障がい支援部会

児童生徒指導部会

若者支援部会

計画推進部会

就労支援部会

権利擁護部会

事務局会議

既存部会メンバーは一旦リセットし、課題に応じて必要なメンバーを招集